

不当労働行為事件に係る命令書の交付

(要旨)

静岡県労働委員会(会長 安間龍彦)は、静労委令和2年(不)第1号不当労働行為事件について、令和3年12月8日、申立ての一部を却下し、その余の申立てを棄却する命令書を交付した。

(概要)

1 当事者

- 申立人：Xユニオン
- 被申立人：株式会社Y

2 事件の概要

申立人は、被申立人が行った次表の1及び2の行為が労働組合法第7条第1号(不利益取扱い)に、次表の3の行為が同法第7条第2号(不誠実団交)に、次表の4の行為が同法第7条第3号(支配介入)に該当する不当労働行為であるとして、賞与の支給、賃金の補償、組合掲示板の設置等を求め、救済を申し立てた事件である。

	救済申立ての対象となる行為
1	執行委員長に対し、平成30年12月以降、賞与を支給しなかったこと。
2	執行委員長に対し、平成30年10月30日以降、就労時間の短縮、勤務日数の削減、帰宅命令を行ったこと。
3	第2回団体交渉以降、期日の間隔を合理的な理由なく空け、交渉時間を1時間と設定したこと。
4	令和2年2月27日の第5回団体交渉期日に、組合掲示板の設置を許可しなかったこと。

3 命令の概要

- 上記2の表の1の行為うち、平成30年12月時の賞与が支給されなかったことを不利益取扱いとする申立てを却下する。
- 上記2の表の2の行為のうち、平成30年10月30日から令和元年5月15日までの間の就業の対価として令和元年5月26日までに支払われた賃金の減額を不利益取扱いとする申立てを却下する。
- その余の申立てを棄却する。

4 経過

令和2年6月1日	救済申立て
令和2年7月31日から令和3年6月29日まで	調査7回及び審問1回
令和3年8月31日	結審
令和3年9月22日から令和3年11月24日まで	参与委員意見開陳、公益委員による合議4回
令和3年11月24日	公益委員会議にて命令決定

(参考)

申立人及び被申立人は、命令に不服がある場合、中央労働委員会へ再審査の申立て又は裁判所へ命令取消の訴えの提起ができる。